

令和3年度答申第70号
令和4年2月7日

諮問番号 令和3年度諮問第75号（令和4年1月7日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項2号（令和2年法律第14号による改正前のもの。以下同じ。）に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- （1）労災保険法29条1項柱書は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害（以下「業務災害等」という。）を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の遺族の就学の援護その他被災労働者及びその遺族の援

護を図るために必要な事業を掲げるとともに、同条2項は同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定している。

- (2) 労災保険法29条2項の委任を受けて、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。)32条(令和3年厚生労働省令第58号による改正前のもの)は、労災保険法29条1項2号に掲げる事業として、労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金、長期家族介護者援護金及び労災療養援護金の支給を行うものとする旨規定している。

労災保険法施行規則33条1項柱書は、労災就学援護費は、同項1号から5号までのいずれかに該当する者に対して、支給するものとする旨規定し、同項2号(令和2年度厚生労働省令第141号による改正前のもの。以下同じ。)は、遺族補償年金又は遺族年金を受ける権利を有する者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子(当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。)で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資又は職業訓練に要する費用の支給を必要とする状態にあるもの等と規定する。また、同条3項は、同条1項及び同条2項に定めるもののほか、労災就学援護費の支給に関し必要な事項は厚生労働省労働基準局長が定めると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) P(以下「本件労働者」という。)は、Q社R店に就労していた者であるが、令和2年1月8日午後9時50分頃、上記会社の運転者として大型貨物自動車でB自動車道上り車線を走行していたところ、Cインターチェンジ付近で意識を失い、死亡した。

(労働者災害補償保険遺族補償年金支給請求書、給付調査復命書、死亡届、死体検案書、救急活動引継書)

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、処分庁に対し、令和2年4月2日、遺族補償年金の支給請求をしたほか、同日、労災就学援護費の支給申請(本件申請)をした。

(遺族補償年金支給請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書(令和2年4月2日受付))

(3) 処分庁は、令和2年8月27日付けで、遺族補償年金の支給請求に対し、「本件災害については、調査の結果、交通事故による外因死とは認められず、業務と死亡との間に相当因果関係は認められないため不支給となります。」との理由を付して、遺族補償年金を不支給とする決定（以下「本件遺族補償年金不支給決定」という。）をした。

(遺族補償年金不支給決定通知)

(4) 処分庁は、上記(3)と同じ令和2年8月27日付けで、本件申請に対し、不支給とする決定（本件不支給決定）をし、審査請求人に対し労災就学等援護費不支給通知書（以下「本件不支給通知書」という。）をもって通知した。

なお、本件不支給通知書には、上記(3)と同じ理由が記載されていた。

(労災就学等援護費不支給決定通知書)

(5) 審査請求人は、令和2年11月12日、D労働者災害補償保険審査官に対し、本件遺族補償年金不支給決定を不服として審査請求をしたところ、D労働者災害補償保険審査官は、令和3年6月21日、当該審査請求を棄却する決定をした。なお、審査請求人は、同年8月19日、労働保険審査会に対し、本件遺族補償年金不支給決定を不服として再審査請求をした。

(決定書)

(6) 審査請求人は、令和2年11月24日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和4年1月7日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件労働者の死亡と業務との因果関係が認められないとの処分庁の判断は、誤っている。

本件労働者が救急搬送されたE病院の医師は、本件労働者にどのような病歴があったのか、どのような治療を受けていたのかを全く知らない状態で死体検案を行った。同病院の医師による意見書（令和2年4月22日付け）に「器質的疾患も認められなかった。」と記載されているが、F大学の解剖所見概要（同年1月10日付け）によれば、心臓について「左右の冠状動脈は動脈硬化が高度である。」と指摘されている。また、労災協力医の意見書

(同年8月7日付け)は、本件労働者が高血圧、2型糖尿病、高脂血症、高トリグリセライド血症の治療を受けていたことが全く捨象されている。

事業主は精密検査を受診させてその結果に基づき乗務禁止等の就業上の措置を講ずるべきであったにもかかわらず、それが行われなかったこと、本件労働者の死因は急性心筋梗塞による致死性不整脈であり、危険因子を複数抱えた状態で一人勤務、夜間勤務、長距離運転を行うことは激しい疲労の蓄積をもたらす過重負荷となり、急性心筋梗塞を発症させたものであり、業務起因性が認められる。

したがって、労災就学援護費を支給しない旨の本件不支給決定は誤りであり、取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 労災保険法29条1項に規定する社会復帰促進等事業の一つである労災就学等援護費の支給は、業務災害等により死亡し、重度障害を受け、又は長期療養を要する労働者の子のその後の就学状況及び保育の状況、労災遺家族等の就労の状況等にかんがみ、実施するものである。
- 2 労災就学援護費の支給対象者は、労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27日付け基発第774号厚生労働省労働基準局長通達「労災就学援護費の支給について」の別添。令和2年8月21日付け基発0821第1号厚生労働省労働基準局長通達による改正前のもの。以下「本件支給要綱」という。)の3(1)ロにおいて、要旨、遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子で(略)現に在学者等である者と生計を同じくしている者であって学資等の支弁が困難であると認められるものとされている。
- 3 処分庁は、本件労働者の死亡は業務との因果関係が認められないと判断し、本件遺族補償年金不支給決定をしている。また、D労働者災害補償保険審査官は、本件遺族補償年金不支給決定に係る審査請求を棄却する決定をしている。なお、審査請求人は、現在、本件遺族補償年金不支給決定について労働保険審査会に対して再審査請求中である。
- 4 よって、審査請求人は、本件支給要綱の3(1)に掲げる遺族補償年金受給権者であるとの要件を満たしていないから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。
- 5 以上のことから、本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求は理由がな

いから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしているほか、本件不支給通知書に記載された理由について、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるよう、支給要件を明示した上で申請者がこれに該当しないことを理由として記載すべきであった旨の指摘がある。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和4年1月7日、審査庁から諮問を受け、同年2月3日、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和4年1月25日、主張書面の提出を受け、審査庁から、同日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、①本件審査請求の受付（令和2年11月24日）から審理員の指名（令和3年4月8日）までに約4か月半、②審理員意見書の提出（同年8月18日）から本件諮問（令和4年1月7日）までに約4か月半を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに1年1か月以上の期間を要している。特に、審査請求を受けた審査庁の最初の手続である審理員の指名が、行政不服審査法（平成26年法律第68号）18条1項所定の審査請求期間（3か月）をも超えて長期にわたって行われなことは、処分の効果の早期安定と国民の権利利益の救済との調和を図って設定された審査請求期間の趣旨をも損ないかねないものである。さらに、審理員意見書の提出から本件諮問までに上記②のような長期間を要したのは、審査庁が、本件遺族補償年金不支給決定に係る審査請求手續の帰結（審査請求の結論、再審査請求の有無及び結論）を待って、本件審査請求の手續を進める運用をしていたためであるが、二つの手續は別個に設けられているものであり、本来、独立して迅速に進めるべきである。なお、審査庁は、上記②の期間中に上記の運用を変えて、遺族年金不支給決定に係る審査請求の結論のみを待つ運用としたとしており、これにより処理期間の短縮が見込まれるが、この点については、下記3において付言している。

以上のことから、審理手續の迅速化の観点から、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的を踏まえ、審理手續の計画的な進行管理を図ることが求められ、改善に向けた真摯な対応を期待したい。

(2) 上記(1)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

労働者災害補償保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするために、保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等（社会復帰促進等）を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（労災保険法1条参照）から、社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものとして、制度が設けられている。そして、本件の労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号の「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものである。したがって、労災就学援護費は、同号の文理からも、保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族でなければ、その支給を受けられないことになる。労災保険法施行規則33条1項柱書及び同項2号が労災就学援護費の支給対象者を遺族補償年金受給権者と定め、本件支給要綱も同様に定めているのは、この趣旨を表したものと解される。

審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、本件労働者の死亡は業務上の災害と認められないとして、本件遺族補償年金不支給決定がされている（上記第1の2(3)）から、審査請求人は遺族補償年金の支給決定を受けている者ではないので、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

以上によれば、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、審理員意見書に記載された処分庁の主張について、「処分庁は、『審査請求人が遺族補償年金の受給権者と認められておらず、労災就学等援護費の支給対象者と認めることができない』と主張したことはない。」と主張するが、弁明書（審査請求人には審理員からその副本が送付されている。）をみると、処分庁は、「請求人は遺族補償年金受給権者と認められていない。よって、請求人は労災就学等援護費の支給対象者と認めることができないことから、不支給とする処分を行ったものである。」と主張しており、審査請求人の主張は当たらない。なお、審査請求人の主張を、本件不支給通知書には、処分庁が弁明書において主張する「審査請求人が遺族補償年金の受給権者と認められておらず、労災就学等援護費の支給対象者と認めることができない」との理由は記載されておらず、処分庁はそうした主張はしたことはないというものと解しても、審査請求人は遺族補償年金の受

給権者ではないことは変わらず、したがって、審査請求人は労災就学援護費の支給対象者とはならない。

3 付言

(1) 審査請求手続の改善について

現行制度の下では、遺族補償年金に係る審査請求の手続と労災就学援護費に係る審査請求の手続が別個に設けられている。その趣旨に鑑みると、それぞれの手続は、本来、独立して迅速に進めるべきである。審査庁は、上記1(1)のとおり、二つの手続が並行して進められている場合には、前者の手続の帰結（審査請求の結論、再審査請求の有無及び結論）を待つて、後者の手続を進めるという運用をしていたが、今回、この運用を変えて、遺族補償年金に係る審査請求の結論のみを待つ運用としたとしている。これにより処理期間の短縮が見込まれるが、遺族補償年金に係る審査請求の結論のみを待つことの意義はあるのか疑問である。二つの手続が別個であるとの理解のもとで運用を変えたのであれば、その理解に即してそれぞれ独立して迅速に進めるべきである。審査庁における更なる改善が望まれる。なお、仮に、二つの手続を一連のものとして理解しているのであれば、累次にわたる当審査会の答申の制度変更に関する指摘を踏まえて、真摯に検討することが望まれる。

(2) 本件不支給決定の理由付記について

本件支給要綱の定める様式（「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号）。以下「通知書様式」という。）には、「備考欄」はあるものの、専ら理由を記載すべき欄は設けられていないところ、本件不支給通知書の理由は、「本災害については、調査の結果、交通事故による外因死とは認められず、業務と死亡との間に相当因果関係は認められないため不支給となります。」と遺族補償年金の不支給の理由と同じ理由が、支給か不支給かの決定等を記載する欄の外側に手書きされている（上記第1の2の(3)及び(4)）。これでは処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であると言わざるを得ない。

本来、本件不支給通知書には、遺族補償年金の不支給理由と同じ理由ではなく、支給要件の全体像（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した

上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学等援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法1条参照）にも資することになると考える。また、通知書様式を改善すべきことなどについても、累次にわたる当審査会の答申の指摘を踏まえて早急に検討すべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹